様式第2号(第5条)

省資源推進業務状況報告書（令和２年度分）

令和　３年　４月　１日

　　茨城県知事　　大井川　和彦　　殿

報告者　住所　茨城県つくば市三の丸３－２－１

氏名　　茨城製紙株式会社　つくば工場

常務取締役工場長　茨城　一郎

日本標準産業分類の細分類番号を記載してください。

　　茨城県地球環境保全行動条例第20条第1項の規定により，次のとおり報告します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ※整理番号 | 　 | 作成責任者 | 　環境課長　筑波　太郎 |
| 事業場の名称 | 　茨城製紙株式会社　つくば工場 | 業種 | 　1821　洋紙製造業 |
| 事業場の所在地 | 300-0001　茨城県つくば市三の丸3-2-1(電話)029-876-5432(FAX)029-876-4321 | 事業場の敷地面積 | 178,000　㎡　　 |
| 資本金 | 20,000,000千円 | 事業場の従業員数 | 402　人　　 |
| 事業場の主要製品(販売品等)及び年間出荷額(販売額等) | 印刷用紙(コート紙)14,900,000千円　　 |
| 事業場内の建築物の概要 | 建築物の棟数　RC５棟建築面積　　　　50,000㎡　　　　　延べ床面積　　　　70,000㎡ |
| 省資源特定事業場の該当要件 | １　条例第20条第1項第1号(従業員数：　　　　　　　　402人)２　条例第20条第1項第2号(産業廃棄物の排出量：　 43,710ｔ)３　条例第20条第1項第3号(発電能力：　　　　　　　　　万kW)４　条例第20条第1項第4号(知事が指定した事業場) |
| 事業場の事業工程及び事業に伴う廃棄物等の排出工程 | (事業工程)　チップ→蒸解→洗浄→漂白→化学パルプ→抄紙→塗工→加工　古紙→離解→除塵→脱インク・漂白→古紙パルプ→抄紙→塗工→加工(廃棄物等の排出工程)　蒸解，洗浄，漂白，塗工等工程　→排水処理汚泥　洋紙製造工程→紙屑，廃プラスチック |
| 省資源の推進に関する計画の策定状況及びその概要 | 　「省資源推進計画」2020年改定　計画期間　2020～2024年　目標2024年：古紙利用率65％，産業廃棄物埋立率０％，一般廃棄物委託料45％削減　主な措置；　古紙繊維の強度補強のための薬剤開発，汚泥のセメント原料化，土壌改良剤への活用 |
| 省資源の推進に関する管理体制の整備等の状況 | 　名　称；省資源推進委員会　委員長；場長，副委員長；環境課長，委員；各課長 |
| 再生資源の利用に関する事項 | 　別紙第1表(製造業のみ) |
| 再生品の使用に関する事項 | 　別紙第2表(全産業) |
| 梱包材の使用に関する事項 | 　別紙第3表(製造業のみ) |
| 包装の簡素化に関する事項 | 　別紙第4表(卸売業，小売業のみ) |
| 廃棄物の減量化に関する事項 | 　別紙第5表(全産業) |

備考　1　「※整理番号」の欄は，記入しないこと。

　　　2　「事業場に係る事業工程及び事業に伴う廃棄物等の排出工程」の欄には，当該事業場の事業工程及び事業に伴う廃棄物等の排出工程をできるだけ具体的に記入すること。

　　　3　「省資源特定事業場の該当要件」の欄は，該当する番号を○で囲み，1に該当する場合は前年度の3月31日現在の従業員数を，2に該当する場合は前年の4月1日から1年間の産業廃棄物の排出量を，3に該当する場合は前年度の3月31日現在の発電能力を記入すること。

　　　4　「省資源の推進に関する計画の策定状況及びその概要」の欄には，計画策定の有無，計画の名称，計画の期間，計画の目標，主な措置等を記入すること。また，当該計画を別添資料として添付すること。

　　　5　「省資源の推進に関する管理体制の整備等の状況」の欄には，事業場の省資源を推進するための管理組織の名称，業務分担等について記入すること。

別紙

　第1表：再生資源の利用に関する事項(製造業のみ)

|  |  |
| --- | --- |
| 1年間に利用した主な原材料の種類と量(Ａ) | 　チップ　264,162ｔ　古　紙　185,821ｔ　　　計449,983ｔ |
| 1年間に利用した再生資源の種類と量(Ｂ) | 　古　紙　185,821ｔ　　　計185,821ｔ |
| 種類別再生資源利用率(Ｂ／Ａ×100) | 　古　紙　41.3％ |
| 再生資源の利用に関し講じた措置 | 　古紙混合率(40％)のコート紙の製造　新商品「○△○△」の製造(古紙配合率60％のコート紙) |

備考　「再生資源の利用に関し講じた措置」の欄には，製品製造に使用する原材料への再生資源の利用に関し講じた措置や製造している製品が使用されなくなった後に再生資源として利用されやすくなるよう講じた措置等を記入すること。

　第2表：再生品の使用に関する事項(全産業)

|  |  |
| --- | --- |
| 1年間の再生紙の使用状況 | 　コピー用紙；古紙混合率100％　トイレットペーパー；古紙混合率100％　伝票；古紙混合率60％ |
| 1年間のその他の再生品の使用状況 | 　工場内フラワーポット；廃プラスチック再生品　工場内歩道；廃ガラスのタイル |
| 再生品の使用に関し講じた措置 | 　再生品調達基準を策定　調達基準に再生紙伝票を追加 |

　第3表：梱包材の使用に関する事項(製造業のみ)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主な製品の梱包材の空間容積率 | 製品名 | 空間容積率(％) |
| 　コート紙「○○○」　　〃　　「△△△」 | 　　　　　０％　　　　　０％ |
| 主な製品の梱包材の包装費比率 | 製品名 | 包装費比率(％) |
| 　コート紙「○○○」　　〃　　「△△△」 | 　　　０．５％　　　０．３％ |
| 梱包材の使用に関し講じた措置 | 　ダンボール箱を古紙配合率の高いものにした。(80％→95％)　運送用ダンボール箱の回収システムの整備。 |

備考　「梱包材の使用に関し講じた措置」の欄には，梱包材の使用の減量及びリサイクル等に関する措置を記入すること。

　第4表：包装の簡素化に関する事項(卸売業，小売業のみ)

|  |  |
| --- | --- |
| 包装の簡素化に関し講じた措置 | － |

　第5表：廃棄物の減量化に関する事項(全産業)

|  |  |
| --- | --- |
| 1年間の産業廃棄物の種類別排出量及び総排出量(Ａ) | 汚泥40,101t，廃プラ2,022ｔ，紙屑1,587ｔ　　　総排出量43,710ｔ |
| 1年間の産業廃棄物の種類別再資源化量及び総再資源化量(Ｂ) | 汚泥5,334t，紙屑1,587ｔ総再資源化量6,921ｔ |
| 産業廃棄物の種類別再資源化率及び総再資源化率(Ｂ／Ａ×100) | 汚泥13.3％，廃プラ０％，紙屑100％総再資源化率 15.8％ |
| 1年間の産業廃棄物の種類別最終処分量及び総最終処分量 | 廃プラ2,022t総最終処分量2,022ｔ |
| 産業廃棄物の減量化に関し講じた措置 | 紙屑の再生原料としての利用，汚泥のセメント原料への活用，汚泥の土壌改良剤への活用 |
| 1年間の一般廃棄物の総排出量(Ｃ) | 31ｔ |
| 1年間の一般廃棄物の種類別再資源化量及び総再資源化量(Ｄ) | 缶９ｔ，ビン４ｔ，古紙８ｔ総再資源化量 21ｔ |
| 一般廃棄物総再資源化率(Ｄ／Ｃ×100) | 67.7％ |
| 1年間の一般廃棄物の自己最終処分量 | ０ｔ |
| 1年間の一般廃棄物の委託処理量 | 10ｔ |
| 一般廃棄物の減量化に関し講じた措置 | 缶，ビン　→　資源回収業者古紙　→　再生原料生ごみのコンポスト化 |

備考　1　この表において，一般廃棄物とは，し尿等を除く一般廃棄物(ごみ)をいう。

　　　2　この表における産業廃棄物に関する事項については,条例第20条第1項第2号に規定する事業場を設置し，又は管理する者は，当該事業場に係るものの記入を省略することができる。